

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

控訴人第10準備書面要旨

第1 はじめに

第9準備書面では、自治体によるパートナーシップ制度や民間企業の取り組みなど、法律上同性のカップルの被る不利益をわずかでも解消・軽減しようとする試みの広がりを詳述した。こうした取り組みは、同性カップルを社会的に承認する動きを表すものではあるが、しかし、こうした取り組みにとって、同性カップルの被る不利益が相当程度解消又は軽減されているとは到底いえない。

第2 パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論

1 パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界

パートナーシップ制度による効果は非常に限定的である。当該自治体が運営主体である公営住宅や医療機関、福祉制度、当該自治体の職員の福利厚生制度において、制度を利用するカップルを家族として取り扱うと定めている自治体もある。この範囲では、具体的に享受可能な利益もありうるといえる。

しかし、すべての自治体がそのような取扱いを明示的に定めているわけではなく、むしろ、パートナーシップ制度を導入した自治体でもそのような取扱いまで明言するのは少数である。民間サービスとの関係で

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

は、制度を利用していたところで、どのように取り扱われるかについては事業者側の理解・協力を委ねられており、何の保証もない。

何より地方自治体によるいかなる制度にも、婚姻制度のような法的効力はない。法的効果を得られないという不利益については、パートナーシップ制度利用による解消・軽減の余地は一切ない。

2 パートナーシップ制度利用に係る種々の制約

パートナーシップ制度は、実施自治体から転居すると使えないのが通常である。自治体間での「相互利用連携」もあるが、部分的な動きである。

また、利用にあたり平日日中に時間をつくって窓口に行かなければならない、予約が必要、郵送不可など、婚姻届提出よりも手続の負担が大きい。

3 小括

地方自治体のパートナーシップ制度には、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにある。。今後各自治体で制度の改善が進んだとしても、性質上、婚姻できないことによる不利益を相当程度解消・軽減できるようなものではない。

第3 生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情

1 医療関係での不利益

医療の現場では、面会制限の解除の対象、病状説明や手術の際の患者本人以外からの同意取得の相手として、「家族」という範囲を設けることが多々ある。相当程度の医療機関が、「家族」の範囲に同性パートナーを含まない、あるいはそもそもその存在を想定していない

患者やその同性パートナーが医療機関に自分たちの関係性を説明をする際、相手が性的マイノリティに対して偏見や差別意識をもっていない

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

と確認することもできないまま、関係を打ち明けるのは重大な精神的負担になる。そのような精神的負担が生じていることは、患者にとって受診をためらわせる要因になりえ、それにより治療開始が遅れてしまうこともありうる。

京都大学医学部附属病院は、2024年5月に、同性パートナーをドナーとする生体腎移植を実施した。生体臓器移植という特定の機会では重要な前例が1件生まれたと言えるが、法律上の配偶者・親族でない者が生体移植のドナーになれるかどうかは各医療機関の倫理委員会の個別に委ねられている。このような前例が続くとは限らない。

2 緊急時の警察対応等

カップルの一方が突然の事故や事件により、緊急搬送されたり死亡したりした場合には、そもそもパートナーが搬送先や遺体安置先の情報を知ることができるかどうかという問題が生じる。

パートナーシップ制度を利用していても、法律上は他人だという理由で、事故に遭ったパートナーの搬送先などの情報提供を警察から拒まれた事例も存在する。

3 要介護等の状況における不利益

一方が認知症になるなどして判断能力を失っても、配偶者でない法律上同性のパートナーは、法定後見制度の申立てをすることができない。親族の協力が得られる状況でなければ、市町村長の申立てによらざるを得ず、スムーズな申立てができない可能性もある。

親族がパートナーの意向を無視して後見申立てを進めてしまうことで、判断能力喪失以前の本人の意向が尊重されない結果を招く危険もある。

4 パートナーの死後における生活保障からの排除

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、相続人となることができず、相続権が認められない。配偶者居住権等もなく、自宅の名義が亡くなったパートナーのものであれば、相続人から立ち退きを求められ、生活の拠点を失うことすらある。

親族からの理解がなければ、葬儀へ友人としてしか参列できず、遺骨の引取りもかなわない。

5 子育て／子の福祉との関係での不利益

日本社会にも、共同で子どもを養育する同性カップルたちが多数暮らしている。実親と同性パートナーがともに親として子育てをしても、法律上の親子関係や親権があるのは、基本的に実親のみである。

保育園や幼稚園、学校等の教育機関への入園・入学手続きについては、原則として子の法定代理人である親権者による手続きが求められ、実親のみで手続きしなければいけない負担が生じる。

1人しか親権者でいられない以上、その者が死亡した場合や存命のまま意思能力を喪失した場合等は、子育てを実際に担っている者が親権を行使できない状況に陥るおそれがある。双方が互いに自分たちを親子だと認識していたとしても、法律上は他人であり、親子としての生活が失われてしまう。

6 就労における不利益

一般企業においては、従業員に対する福利厚生として、扶養手当、家族手当、住宅手当等の各種手当や、慶弔休暇・慶弔見舞金などの制度を用意していることが多いが、これらの制度は基本的に法律婚を前提としている。パートナーシップ制度のある地方自治体ですら自治体職員の福利厚生から同性カップルが排除されている状態が多く残っている。

そればかりか、同性パートナーがいても、一人暮らしてあると言う前提で遠方への転居を伴う配転や出向が命じられてしまうこともある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

7 住まいの確保にあたっての不利益

同性カップルが民間賃貸住宅への入居を申し込んだ場合、賃貸人や不動産会社が賃貸に消極的な態度を示すことが珍しくない。最近では、不動産業者が賃貸物件の案内に「LGBT不可」という項目を設けていたことが報道されたほどである。

不動産購入に当たって、同性カップルを配偶者と同様に扱うことを打ち出している住宅ローンも近年増えているものの、法律上の夫婦と比べれば選択肢は少ない。

8 被災時の不利益

自然災害により被災して生活の基盤が揺らぐ人々の中にも当然同性カップルは存在する。しかし、法的な家族ではないため、仮設住宅や復興住宅で一緒に暮らすことができない恐れや、パートナーやその子どもの安否情報を教えてもらえないという恐れがある。

9 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度等の導入自治体が拡大している今日においても、これにより、同性カップルが婚姻制度を利用できないことで被る不利益はほとんど解消・軽減されていない。

第5 様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結果につながる危険があること

1 日々不利益が累積していくことの重大性

マイクロアグレッションという概念で近年整理されているように、1つ1つの不利益が必ずしも生活や人生に決定的な被害をもたらすものでなかったとしても、性的指向を理由に常に法制度から排除され続け不利益を続けることは、生活全般の幸福感や自己肯定感に悪影響をもたらす。この悪影響は、ひいては、精神疾患や自死の高リスクにもつながっ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

ている。医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野での不利益だけが生命身体に影響を及ぼすのではなく、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なうリスクにつながっている。

2 同種事案における東京高等裁判所判決の指摘

2024年10月30日、本件と同種事案について、東京高等裁判所が判決を言い渡した。東京高等裁判所も、婚姻制度の利用によって得られる利益は、「社会生活上の様々な場面」で「共同生活の安定と人生の充実」をもたらすものと把握し、「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」と評価している。そして、その重要な法的利益を享受できないという不利益について、地方自治体のパートナーシップ制度や民間企業の取り組みによっては解消・軽減されていないことを前提に、憲法14条1項違反、憲法24条2項違反という結論を導いた。

民法上の制度や、パートナーシップ制度、企業の取り組みなどで個別の場面で不利益が解消できるものがあるとしても、特別な制度で限られた場面でのみ不利益の解消・軽減の余地があるという地位に置かれることそのものが、人生や人格全体にわたる見過ごせない不利益を招いている。この不利益全体から解放されてこそ、東京高裁判決のいう「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」を享受することが可能になる。

第6 結論

控訴人らをはじめ、本件と同種の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の各地の原告らや、同訴訟に期待を寄せる法律上同性のカップル当事者たちは、特別な制度を求めているのではない。平等を求めている。この社会でパートナーをもち生活する者のほとんどが当たり前享受している立場を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

同じように享受することを求めている。それは、個別の場面ごとに特別な制度を用いることでは不利益を解消できないからというだけでなく、個別の場面ごとに特別な制度を用いて不利益の解消を試みることを日々強いられること自体が、不平等だからである。

以上